

より安心した年末を 過ごしていただくために



新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減少して家計の負担が大きくなるなど、生活に対する不安が大きくなってきています。

このような状況下において社会福祉協議会では、みなさまに少しでも安心した年末年始を過ごしていただけるよう、下記の事業を実施します。お気軽にご相談ください。

ひとり親世帯へ 食料を配布します (年末フードパントリー事業)

ひとり親世帯^{*1}を対象に、少しでも安心した年末を過ごしていただけるよう、食料を配布します。

^{*1} 母親または父親の片方いずれかとその子（高校生以下）のみの世帯

●日時

第1回 令和2年12月23日(水)
16:00~20:00

第2回 令和2年12月27日(日)
10:00~16:00



●会場

一関市総合福祉センター（一関市城内1番36号）

●申込方法（ご利用には事前予約が必要です）

利用を希望される方は、電話23-6020（平日9:00~17:00）または社会福祉協議会ホームページ内のお問い合わせフォームにてお申し込みください。

①氏名 ②年齢 ③家族構成 ④受取希望日時
⑤連絡先（住所、電話番号）⑥相談の有無と内容を確認させていただきます。

申込受付期間：12月1日(火)~

※各回50セットと数に限りがございます



生活にお困りの方の 相談窓口を開設します (年末生活支援特別相談窓口開設事業)

年末年始における不安の解消へ向けて、総合相談窓口を開設します。

●日時

令和2年12月27日(日)
10:00~16:00

事前予約は
不要です

●会場

一関市総合福祉センター（一関市城内1番36号）

●開設する相談窓口

- ①弁護士相談
- ②多重債務相談
- ③就労相談
- ④人権相談
- ⑤生活保護相談
- ⑥家庭児童相談
- ⑦生活困窮者自立支援相談
- ⑧生活福祉資金貸付相談

コロナの影響で
生活に支障が
出てしまって...



内容に応じて
各専門機関が
相談に対応
します！

詳しくは社会福祉協議会地域福祉課（23-6020）へお問い合わせください。

目次

- 集いの場を開催するために P.2
- 地域でつながりつづけるポイント・
赤い羽根 子どもと家族の緊急支援
全国キャンペーンのご案内 P.3
- 特例貸付・住居確保給付金のご案内 P.4

ふれあいネットワーク

いちのせき

社協 だより

臨時号

[2020年11月25日発行]

集いの場を開催するために



新型コロナウイルス感染症の影響により、ふれあいサロンなどの地域の集いの場がお休みになるなど、外出の機会や住民同士の交流の機会が減っています。

今後集いの場を開催するにあたり、下記の点に気をつけましょう！

- ☑ 毎日体温を計測し、体調を確認しましょう
- ☑ 正しいマスクの着用をしましょう
- ☑ こまめに水と石鹸で丁寧な手洗いを心がけましょう
- ☑ 人と人との距離を最低1mは確保しましょう
- ☑ 複数の人が触れるものは、適宜アルコールなどで消毒を行いましょう
- ☑ 室内で開催する場合は、1時間に1回は換気を行いましょう



おらほのサロンの工夫

飲食時は使い捨ての紙コップや割りばしを使用しています！

気持ちは明るく、暗い話題は避けています！

注意事項を事前に周知しています！

料理は個々に分け、茶菓は個別包装されたものを提供しています！

感染防止や健康管理などに十分留意し、少しでも顔を合わせる機会を作りましょう

健康を維持するためのPOINT

▼ 運動を続けましょう

「動かない」状態が続くことにより、心身の機能が低下して「動けなくなる」ことが懸念されます。

- ☑ 家の中や庭などのできる運動（足踏み、ラジオ体操等）を行いましょう
- ☑ 畑仕事や庭いじり、片付けなどで身体を動かしましょう



▼ 栄養と睡眠をしっかりとりましょう

自分ではしっかり食べているつもりでも、健康を維持するために必要なエネルギーなどが不足し、気力がなくなる、免疫力や体力が低下するといった様々な症状が起こりやすくなります。

- ☑ 3食バランスよくしっかり食べましょう
タンパク質は筋肉のもとになります
- ☑ 十分な睡眠をとり、規則正しい生活習慣を心がけましょう



発熱などの症状がみられたら...

- ・まずはかかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談しましょう
- ・かかりつけ医をもっていない場合などは、受診・相談センター（旧帰国者・非接触者相談センター）に相談してください。（TEL 019-651-3175）

地域のなかでつながり続けるために

「人と人とのつながり」は、私たちの心と体が健康であるためにとても大切なことです。新型コロナウイルス感染症の影響により今までの生活が制限されているなかで、地域でつながり続けていくためのポイントをご紹介します。

POINT
1

電話でつながろう

住民同士の安否確認やコミュニケーションに、普段使い慣れている電話は有効です。「気にかけてくれている」「つながっている」という気持ちになれます。



POINT
2

手紙や届け物でつながろう

会えなくなっている人へ手紙を送ったり、地域のおたよりを投函したりしてつながりましょう。相談窓口のチラシや衛生用品も一緒に配布できます。

このほかに、メールやSNSでつながることや、おうちでできる体操等を共有するのもひとつです。

食料品のご寄付ありがとうございます

一関市総合福祉センター内に設置しているフードポストには、毎日たくさんの食料品が寄せられています。みなさまからいただいた食料品は、食料を必要とする生活にお困りの方へ提供しております。表紙でご紹介した、「ひとり親世帯への食料配布」にも活用させていただきます。

引き続き、みなさまのあたたかい支援をよろしくお願いいたします。



フードバンク
活動等応援助成

これまでに、レトルト食品やインスタント食品、乾麺など2,278点を
ご寄付いただきました。(10月末時点)

赤い羽根 子どもと家族の緊急支援全国キャンペーン

全国キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症拡大及び緊急事態宣言の影響を受け、子どもと家族等をめぐる生活課題に対して支援を行うことを目的として実施しています。

これまでに、県内の子ども食堂利用家庭へのお弁当配達、子どもたちの学習支援や居場所づくりなどの事業に対し助成されています。



キャンペーン期間 令和3年3月31日(水)まで

詳しくは一関市共同募金委員会の最寄りの地区事務所へお問合せ下さい。
(4頁参照)

コロナウイルスの影響により生活資金が必要な方へ 生活福祉資金特例貸付事業のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方を対象に、生活福祉資金の特例貸付を実施しています。

緊急小口資金（令和2年12月28日(月)まで受付）

【貸付対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯。

【貸付限度額】

一世帯につき20万円以内（要件あり）

【据置期間】

貸付の日から1年以内



【償還期間】

据置期間終了後2年以内

【貸付利率】

無利子
※償還期間終了後は延滞利子が生じます。

総合支援資金（令和2年12月28日(月)まで受付）

【貸付対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

【貸付限度額】

※貸付期間は原則3月以内
(単身)月15万円以内 / (二人以上)月20万円以内

【据置期間】

貸付の日から1年以内

【償還期間】

据置期間終了後10年以内

【貸付利率】

無利子
※償還期間終了後は延滞利子が生じます。



申込に必要なもの

- 本人確認書類（住民票、健康保険証、運転免許証等）
- 通帳の印鑑 ● 申込者の預金通帳又はキャッシュカード
- 新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる書類（給与明細等）

詳しくは「厚生労働省 生活支援特設ホームページ」をご覧ください。
事前に社会福祉協議会の最寄りの支部へ電話にてご相談ください。（下記参照）



住居確保給付金のご案内

離職、廃業、休業などに伴う大幅な収入減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれがある方々へ、対象者の家賃相当額を家主に支給します。

【対象者】

離職・廃業から2年以内の人、休業などにより収入を得る機会が減少し離職などと同程度の状況にある人

【支給要件】

資産、収入や求職活動を行うことなどの支給要件があります。

【問い合わせ・申請】

いちのせき生活困窮者自立相談支援センター（23-6020）



社会福祉法人 一関市社会福祉協議会ホームページ <http://www.ichinoseki-shakyo.com/>

本部・各支部連絡先

本部・一関支部（23-6020） 花泉支部（82-4002） 大東支部（71-1177） 千厩支部（53-2885）
東山支部（47-3238） 室根支部（64-3983） 川崎支部（43-4323） 藤沢支部（63-5122）